

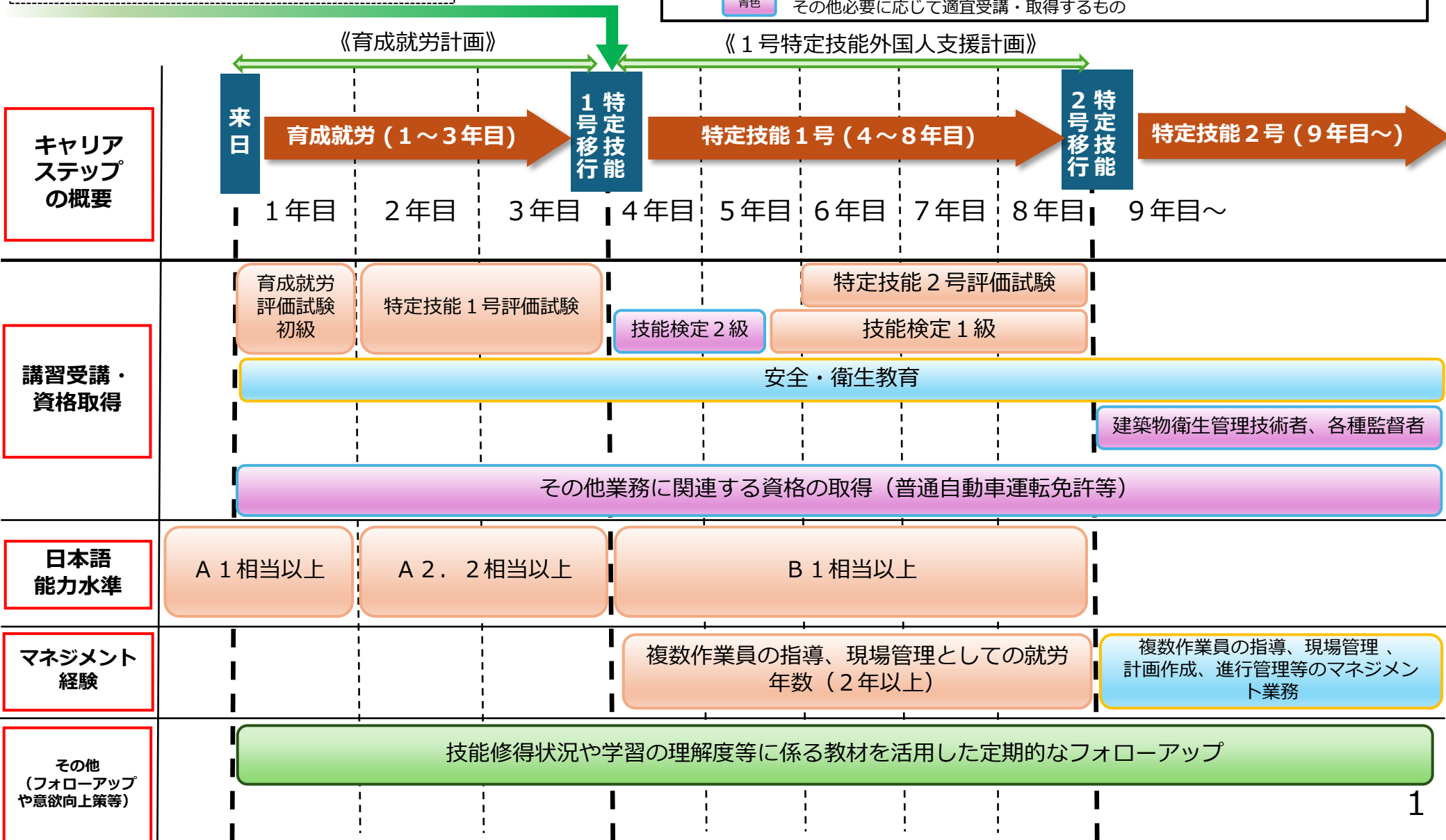
【ビルクリーニング分野】 育成・キャリア形成プログラム

- ・技能実習 2 号から特定技能 1 号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例

- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
- 赤色 在留資格の移行に係る要件
- 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策



在留資格	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力	マネジメント経験	その他経験等
育成就労	基礎的な技能を修得し、上長からの具体的な指示があれば、現場で着実に、器具機材の準備片付け、各種清掃作業の補助を行えるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	就労中の取組： 育成就労評価試験初級（1年目） 特定技能1号評価試験（3年目）	就労開始までに必須： 日本語教育の参照枠A1相当以上の試験(JFT-Basic(A1)、JLPTのN5等)合格又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4等)合格	—	建築物衛生管理技術者、各種監督者・従事者、普通自動車運転免許等（経験年数と必要に応じで適宜）
特定技能1号	全体的な指示を理解し、作業手順に基づき、日常清掃又は定期清掃作業を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 特定技能1号評価試験 就労中の取組： 技能検定2級（4～5年目） 技能検定1級又は特定技能2号評価試験（8年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4等)合格 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上の試験(JLPTのN3等)合格	建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同運用要領別冊10項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務（2年）	
特定技能2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、これまでに習得した技能・知識で業務を遂行する。	就労開始に必須： 技能検定1級又は特定技能2号評価試験（8年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上の試験(JLPTのN3等)合格	現場監督者、管理者候補として、複数作業員の指導、現場管理、計画作成、進捗管理等のマネジメント業務	

育成・キャリア形成のイメージ（ビルクリーニング）

技能実習(または育成就労)から特定技能1号を経て特定技能2号へと移行していく具体的なキャリアパス例を示します。

